

質問回答書

回答日: 令和7年3月6日

案件名称: 大阪市統合プラットフォーム導入・構築業務委託

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	01_資料1 入札説明書	5	11 提案書の作成・提出及びヒアリング	「イ 実施場所: Web会議」とありますが、具体的な会議の進め方についてご教示いただけますでしょうか。 ・提案者の参加可能人数 ・ビデオのON/OFF	提案者の参加可能人数に制限はありませんが、ネットワークの通信への影響等を勘案しヒアリング中に制限させていただく可能性があります。また、発言時はカメラ・マイクをONにしてください。なお、録画についてはヒアリング当日に同意いただけた場合にのみ録画します。
2	01_資料1 入札説明書	5	11 提案書の作成・提出及びヒアリング	「(4) 提案書等の取扱い 提出された提案書は、関係法令等に定めがある場合を除き、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。ただし、落札者の提案内容については、他者に比べ優位な点を公表することがある」とあるが、「技術審査以外に提出者に無断で使用することはない」の通り、他者に提案書が開示されることは無く、落札者の提案内容において、他者に比べ優位な点や評価内容の考え方を説明されることがあるという理解でよろしいでしょうか。	資料1「入札説明書」に記載のとおり「関係法令に定めがある場合」や、情報公開請求があった場合には非公開情報を除いて提供します。
3	01_資料1 入札説明書	7	13 落札者の決定方法等	下記日程で落札者が決定され、契約手続きに入ると思いますが、手続き期間を加味したプロジェクト着手時期をご教示いただけますでしょうか。 (2) 落札結果の通知等 ア 日時: 令和7年4月25日(金) 午前11時 30分	明確な時期はお答えできませんが、早期の業務着手が可能となるよう、速やかに契約手続きを進めます。
4	04_資料4 提案書作成要領	1	1. 1 提出資料及び内容	「(3) 提案内容の補足資料」は、紙媒体の正本・副本、電子媒体の媒体A・媒体Bのすべてに含めるという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	04_資料4 提案書作成要領 17_様式11 運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書	1	1. 1 提出資料及び内容	入札説明書および提案書作成要領に記載の様式11とは、ファイル名が「17_様式11 運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書」のことを指すと理解して問題ないでしょうか。(様式11ファイル内の左上に様式10-1、10-2と表記されている。)	様式番号の記載誤りとなります。申し訳ございません。様式番号にずれが生じておりましたため、大阪市ホームページ掲載の様式11「運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書」については差し替えしておりますので、差し替え後のもので御記載ください。なお、以前の様式も有効とします。
6	04_資料4 提案書作成要領 18_様式12~14	1	1. 1 提出資料及び内容	様式13「本業務と同種又は類似業務の実績調書」に「注5: 当該業務にかかる契約書等の写しを添付してください。」とあるが、以下資料でも業務名、発注者名、契約金額が確認可能です。契約書全体の写しが、機密保持等の関係で提出が難しい場合は以下資料でも問題ないかご確認いただけますでしょうか。 ① 落札に関する官報 ② 契約書の写しの表紙	「本業務と同種又は類似業務」であることを判断するために、左記①②に加えて「本業務と同種又は類似業務」であることが確認可能な資料を御提出ください。 (例: 仕様書・業務完了報告書・プロジェクト計画書)
7	15_様式9 費用内訳書 04_資料4 提案書作成要領	1	1. 2 提案書として提出する資料の種類及び部数	様式9の資料右上記載「【注意事項】本様式(様式9)は提案書に添付せず、入札書とともに提出すること。」の通り、様式9は提案資料として提出する(1)紙媒体(2)電子媒体のどちらにも添付、格納は不要という認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	04_資料4 提案書作成要領	1	1. 2 提案書として提出する資料の種類及び部数	媒体A(正1部、副1部)は同一の格納データである理解でよろしいでしょうか。おなじく、媒体B(正1部、副1部)は同一の格納データである理解でよろしいでしょうか。認識に相違が無ければ、ラベル印刷などで「正」「副」を見分ける事ができればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
9	04_資料4 提案書作成要領	1	1. 2 提案書として提出する資料の種類及び部数	「(2)電子媒体」の図表「媒体B」は紙媒体の副本データを格納すると理解をしております。「内容」に「以下のものは含めないこと・様式12 業務実施体制表・プロジェクト実施体制図・本業務の円滑な遂行のために有効な資格・様式13 本業務と同種又は類似業務の実績調書・様式14 配置予定スタッフの経歴・従事業務調書」と記載がございますが、「(1)紙媒体」の図表「副本」の「内容」に「1. 1(1)及び(3) ※副本には1. 1(2)は含めないこと。」と記載がある為、様式11「運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書」についても含まない認識でよろしいでしょうか。	提案書作成要領の記載誤りとなります。申し訳ございません。 様式11「運用保守・本番稼働用ライセンス等想定費用内訳書」については、技術評価点の採点の考慮要素の1つでありますので、紙媒体副本及び電子媒体Bにおいて御提出いただく必要があります。 大阪市ホームページ掲載の資料4「提案書作成要領」については記載内容を修正し差し替えておりますので、改めてご確認下さい。 なお、以前の資料4「提案書作成要領」により提案した場合も有効とします。
10	15_様式9 費用内訳書 04_資料4 提案書作成要領	1	1. 2 提案書として提出する資料の種類及び部数	「様式9 費用内訳書」の補足説明資料がある場合、「様式9 費用内訳書」の添付資料として様式9と合わせて提出しても問題ないでしょうか。それとも提案資料の「(3)提案内容の補足資料」に含み提出する方がよろしいでしょうか。	入札書に様式9「費用内訳書」を添付の上、入札箱に投函いただくため、様式9「費用内訳書」に補足説明資料を添付することは控えてください。 入札参加者の商号又は名称を特定できないようにするとともに、入札金額が分かるような記載がないのであれば、「提案書本編」又は「(3)提案内容の補足資料」において記載・提出いただくことは差し支えありません。
11	資料4 提案書作成要領	2	2. 1 提案書に係る留意事項	「(6) 提案書本編の本文に使用する文字サイズは原則10.5ポイント以上とし、日本語で表記すること。」とありますが、図や表に使用する文字サイズ、及び「(2) 提案書本編には、各項目に該当する評価項目を記載」については、10.5ポイント以下でもよろしいでしょうか。	差し支えありませんが、紙媒体で読解困難な場合は評価対象としません。
12	資料4 提案書作成要領	2	2. 1 提案書に係る留意事項	「(13)～略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記すること。」とありますが、記述する用語の定義や脚注は10.5ポイント以下でもよろしいでしょうか。	差し支えありませんが、紙媒体で読解困難な場合は評価対象としません。
13	資料4 提案書作成要領	2	2. 1 提案書に係る留意事項	「(13)～略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記すること。」とあるが、略語や専門用語などの用語一覧は「(3)提案内容の補足資料」に記載しても問題ないでしょうか。	当該分野で一般的に利用しない略語・専門用語や、提案事業者が独自に用いる略語・専門用語については、提案書本編に定義・脚注を記載してください。記載されていない場合は評価できない可能性があるため御留意ください。
14	資料4 提案書作成要領	3	2. 1 提案書に係る留意事項	「提案書本編には、各項目に該当する評価項目を記載すること。」とありますが、提案書本編内に記載すべき評価項目は「資料5 別紙 提案書評価表」の「評価項目」内にある「評価観点」列の内容と解釈していますが正しいでしょうか。 また記載方法としては、提案書の各ページの記述内容に対応する「評価観点」の該当部分のみを切り出して記載する想定ですが問題ないでしょうか。 (例:評価観点が3件ある小項目に対して提案書を2ページで構成する場合、1ページ目に評価観点1のみを記載し、2ページ目に評価観点2と3のみを記載する)	最低限、資料5別紙「提案書評価表」の大～小項目までを各ページに御記載ください。 同資料の「記述項目一覧」や「評価観点」の提案書本編への記載有無は提案事業者の任意事項です。
15	02_資料2 仕様書	2 15	2. 統合 PF の考え方 7.4. プロジェクト管理の委託要件	貴市におかれましては、これまで安定的な市民サービスの提供と行政事務の継続を実現すべく、ミッションクリティカルな多数の業務システムや各種ICT基盤を運用されてきました。統合 PF は貴市の事務執行基盤として位置づけであると理解しておりますので、本委託においても高レベルの設計・構築、本番稼働前対応が求められると考えます。例えば障害発生時には受託者による現地駆け付け、障害本部を立て、各種特別対応が必要であると認識しております。受託者は貴市のご要求レベルを想定したコスト積算が必要であるという認識でよろしいでしょうか。	設計/構築、本稼働前対応において、記載いただいた対応が必要とは考えておりませんが、必要性の提言や提案は妨げません。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
16	02_資料2 仕様書	6	4.2.スケジュール	令和9年度3Qの「準備」の工程において、統合PF構築事業者から別調達である次期統合PF運用保守事業者に対して引継ぎ作業が必要との認識でよろしいでしょうか。	本業務委託では引継ぎ作業は役務としておりませんが、成果物を基に次期調達を実施するため、本市及び次期統合PF運用保守事業者が適切に業務を継続できるような成果物の納品を求めます。なお、引継ぎ作業について提案を妨げるものではありません。また、引継ぎ作業を実施する場合は本市に対して行ってください。
17	02_資料2 仕様書	7、9	4.4.1.設計/開発工程の成果物 4.4.2.ガバナンス検討工程の成果物	「必要に応じて、本市で実施するサービス構築事業者への説明において、受注者の同席及び説明補助を求める。」とありますが、サービス構築事業者と受注者が直接やり取りすることではなく、説明の実施にあたっては設計/開発工程の成果物の確認・承認者である貴市事務局(デジタル統括室)がサービス構築事業者と受注者の窓口となり、ご調整頂ける理解で問題ないでしょうか。 また、「所管課」も同様に、貴市事務局(デジタル統括室)が窓口となり、ご調整頂ける理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	02_資料2 仕様書	7	4.4.1.設計/開発工程の成果物	「令和7年12月末、令和8年3月末、令和10年1月の統合PF本稼働開始前、令和10年3月末に、本市の承認を得た上で改訂版の成果物を納品すること。」とありますが、令和7年12月末は開発環境のリリース前であるため、基本設計や詳細設計など工程が完了している成果物を対象に納品する認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、令和7年12月末時点においては、検討・設計・開発中の資料群について、成果物の位置づけではなく別途提示を求める場合があります。
19	02_資料2 仕様書	9	4.4.2.ガバナンス検討工程の成果物	「ただし、統合PF環境を提供した後、令和8年度以降の本稼働前対応を行う中で、改善が必要な内容は適宜更新する。また、令和7年12月末、令和8年3月末、令和10年1月の統合PF本稼働開始前、令和10年3月末に、本市の承認を得た上で納品すること。」とありますが、各種ガバナンスに関するルール策定後、改訂作業は令和8年度より実施される想定です。 令和7年12月末に納品する成果物は「大阪市統合プラットフォーム利用の手引(暫定版)」「大阪市統合プラットフォーム開発標準ルール(暫定版)」「大阪市統合プラットフォーム運用保守ルール(暫定版)」と想定していますが正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、令和7年12月末時点において、これら成果物の本市承認が完了している場合は、暫定版としては取り扱いません。
20	02_資料2 仕様書	9	図表9 ガバナンス検討工程の成果物一覧	「大阪市統合プラットフォーム利用の手引(仮称)」について、「事務局(デジタル統括室)による全庁的なBODX 拡大を推進するためのドキュメントとして職員向け・サービス構築事業者向け等の用途で庁内ポータル等に掲載することを予定」とあるが、公開にあたっては、受注者が成果物を納品後に貴市事務局(デジタル統括室)にて公開用に内容確認・公開範囲などを判断され実施される認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 図表9にも記載しておりますとおり、庁内ポータル等には、職員向けと事業者向け(サービス構築調達仕様書への添付向け)を掲載することを想定しており、職員向けには「統合プラットフォームを利用するメリット」等、統合プラットフォームの利用を促す内容の記載が必要となる想定です。
21	02_資料2 仕様書	10	4.4.3.本稼働前対応工程の成果物	成果物の「ライセンス利用状況管理表」について、ライセンス利用状況がSaaSの画面上で確認可能な場合は「ライセンス利用状況については、当該画面(URLを記載する想定)を参照」として、外部ファイルへの出力や管理を省略してもよいでしょうか。	差し支えありませんが、ライセンスの課金体系を考慮したうえで、予め利用可能上限件数が定まっているようなライセンスにかかる利用状況については、本稼働前対応計画書や「統合プラットフォーム運用保守ルール(仮称)」等の定めに基づき、利用目的・利用者種別を整理し、適切かつ定期的に利用状況を管理する必要があることから、適切な管理方法を定める必要がある点について、御留意ください。
22	02_資料2 仕様書	11	障害報告書兼復旧完了報告書	システム障害が発生した場合、障害発生と復旧状況を報告する文書を作成するのはもちろん、翌日の業務開始時間までにシステム復旧作業を完了させる必要があると認識しています。その場合、貴市とも密なコミュニケーションを図り、状況を共有しながら、指示や判断を仰ぐ必要があるため、現地でのオンサイト対応が必須と考えております。 障害の程度によっては、現地に共同の障害対策本部を設置し、オンサイトでの対応を実施する前提で見積りすべきでしょうか。	設計/構築、本稼働前対応において、記載いただいた対応が必要とは考えておりませんが、必要性の提言や提案は妨げません。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
23	02_資料2 仕様書 調達仕様書別紙6_職員・組織情報の管理について_v1.0	12 9	7.1.1.設計/開発スコープ 7. 今後の検討論点	「統合PF単体で利用可能な環境の構築にとどまらず、複数サービスを利用することを想定して設計・開発を行う」とありますが、バックオフィスDXのグランドデザインを踏まえ、受注者が保有しているバックオフィス業務の構築・運用保守経験を最大限活用した設計案を、受注者が主体的に提案するとの理解でよいでしょうか。 具体的には、別システムから提供されるデータの仕様を理解のうえ、組織構造や兼務、人事異動の過渡期運用を考慮しつつ、サービスによっては扱う組織のレベルが異なる可能性もあると理解しています。また、最適な範囲で各所属・組織内にアクセス権や運用の裁量を持たせることで、システム所管課の管理負荷を軽減するなど、運用考慮も必要と認識しています。そうした柔軟かつ汎用なロールやアクセス権を定義する必要があるという理解で正しいでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。 具体的な実装内容については要件定義工程において定義するものと想定しています。
24	02_資料2 仕様書	13	7.1.3. 各種システム環境	以下の4環境の提供時期について、ランニングコストを低減するために、環境利用の直前に環境構築する最適化したスケジュールを提案予定です。 ・総合環境 ・受入・ユーザーテスト環境 ・教育環境 ・疑似本番環境 「図表7 スケジュール」をベースに事業者側で環境提供時期を提案してよいでしょうか。もしくは、ランニングコストは度外視し、令和8年3月の統合PF環境提供タイミングで全環境を提供する必要があるでしょうか。	提案事業者において、最も適切かつ効率的と考える提供時期を御提案ください。
25	02_資料2 仕様書	13	7.1.3. 各種システム環境	本番環境以外の非本番環境6面のデータ容量について、本番環境は業務移行データの利用容量「90.45GB程度」に加え、拡張性に関する前提条件が示されています。 疑似本番環境は本番環境と同じデータが格納される認識であり、他の非本番環境についても、教育やテスト用途を考えると、本番環境相当のデータ格納が必須と考えております。 非本番環境も本番環境と同等のデータ容量を用意すべきと理解していますが正しいでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
26	02_資料2 仕様書	15	7.3 本稼働前対応の委託要件	R7年度開発サービス及びR8年度開発サービスの総合テストや受入テストについて、統合PFとの連動に関するトラブルシューティング、テスト用の運用作業など、開発期間中の「サービス開発サポート」以上に迅速かつ密な対応がテスト支援作業として必要と見込んでおります。本調達の委託要件として見積、入札価格に積算するという理解でよろしいでしょうか。	記載いただいた対応が必要とは考えておりませんが、必要性の提言や提案は妨げません。
27	02_資料2 仕様書	15	品質管理	「各計画策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。」と記載がございますが、本業務委託における品質管理について、各種作業の品質を担保するには、操作や判断ミスによる二次障害を抑制するため、事前に作業手順のレビューを行い、2名以上の体制で作業を行う必要があると考えております。 貴市の他のシステム運用保守案件(住民情報系基盤など)については、上記が要件化されていますが、同じようなルール・基準をベースに、1名が作業を実施し、もう1名が手順等を確認するクロスチェックの体制で作業を実施する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	具体的な品質管理手法については各計画策定時に本市と合意すべきものと考えます。
28	02_資料2 仕様書	24	特記仕様書	「各会計年度における支払限度額は、受注者の提案に基づき、発注者との協議により定める。ただし、令和7年度の支払額は業務委託料(当初契約金額)の32.60%とありますが、32.60%の範囲内であれば、令和7年度内において、「基本設計終了時」「令和8年3月末」などで工程を区切り、成果物納品及びご請求をさせて頂く事は可能でしょうか。また、令和8年度、令和9年度についても上期、下期など区切りのタイミングで分割納品及びご請求をさせて頂く事は可能でしょうか。	資料3「業務委託契約書案」の「部分払に関する特約条項」とおり可能です。
29	業務委託契約書(システム開発・改修用)	9	(契約不適合)第41条	契約不適合とは、当初決定した仕様に沿わない動作欠陥が発生し、その瑕疵対応をおこなわない場合、と理解して良いでしょうか？	具体的な事象についての回答は難しいですが、成果物が契約内容に適合しないことを言いますので、仕様に沿わない動作欠陥も含まれると考えます。資料3「業務委託契約書案」第41条に記載のとおり、この場合、本市は受注者に追完請求を行い、完納されれば代金全額を支払います。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
30	調達仕様書	12	7.1.2. 開発手法	図表12 開発方法「システム稼働後10年間は利用を継続できる(サポートがおこなわれる)」と記載がございますが、ご提案するクラウドソリューションの会社事情により、必ずしも10年間のご利用が継続できない場合があります。その際は、クラウドソリューションの動向や終息予定などを踏まえて、貴市と協議させていただくことについてご了承は可能でしょうか。	協議は可能ですが、提案時にはクラウドソリューションの導入実績、他のプラットフォーム製品と比較した際の優位性、製品としての将来性等を御考慮ください。
31	公告文			共同企業体での参画、提案及び入札は可能でしょうか。	共同企業体での入札はできません。
32	調達仕様書	4	4.1. 本業務委託範囲 図表6 本業務委託の範囲(概要)	「システム設計/開発」において、「※統合PF上で構築するサービスは別調達となるため、本調達においてアプリケーションの開発を伴う追加提案は認めない」との記載がありますが、機能要件一覧の要求事項を満たすためにアプリ開発が必要となる場合は、追加提案には当たらずこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	別紙2 想定機能一覧	1	18 ガバナンスルールの遵守を効率化するために必要な共通機能	例示いただいております機能についてはあくまで例であり、記載の機能が実装すべき必須要件ではないという認識でよろしいでしょうか。尚、実装すべき要件である場合、より詳細な要求事項をご提示いただく必要があると考えますが、追加資料等をご提示いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
34	調達仕様書	20	8. その他留意事項 8.4. 経費積算にあたっての留意事項	「本業務委託に関して追加費用の発生は想定していない。本調達仕様書に記載するすべての委託業務及び当該業務にあたっては請求は行わないこと」との記載がございますが、共通機能の定義や、令和8年度以降の作業など具体的な要件が示されていない箇所があるため、提案書にて対応方針や作業範囲を設定しご提案することを想定しております。本業務受託後、貴市との協議において、ご提案内容と異なる要件を示される場合、別途費用の請求をご了承いただけないでしょうか。また費用請求が受け入れられない場合は、提案業者による方針を前提にご対応していただくことは可能でしょうか。	契約締結後の受注者の業務については、資料2「仕様書(別紙を除く。)」,貸与資料「調達仕様書別紙」に加えて受注者が提出した提案書に基づき実施いただきます。
35	提案書作成要領	3	2. 1 提案書に係る留意事項(9)	「提案書の副本は袋綴じ及び押印せず」とのことですが、副本に関してホッチキス止めやクリップ止めなどのご指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、資料が散乱しないように御配慮ください。
36	調達仕様書	13	7.1.3. 各種システム環境 (1)開発・検証環境 (サービス内で完結する環境)	開発、検証に用いる端末は本プロジェクトの専用端末とする必要はありますでしょうか。また、従前から受注者が所有している端末を用いた場合、納品の対象外という認識で相違ないでしょうか。	専用端末である必要はありませんが、セキュリティ対策がされており統合プラットフォームの開発・検証環境に影響を与えない、かつ、他のプロジェクトと各種資材が混在しないような運用が可能で、仕様書に示す守秘義務を遵守いただく必要がある点を御留意ください。また、仕様書に「受注者は、統合PF業務アプリケーションの開発・検証作業に必要なその他設備(端末PC、ネットワーク機器、開発用ソフトウェア、プリンタ・プロジェクタ等周辺機器等)について、受注者の責任の下で準備すること。」と記載していますが、これらは納品物として示しているものではありません。
37	調達仕様書	22	8.6. 成果物の所有権の取扱い	「成果物の所有権については、検査対象物(部分引渡しを含む)に係る委託料を支払った時点(部分支払いを含む)で本市に移転」と記載ありますが、契約は複数年に渡り、債務負担行為にて各年度毎に定められた割合を基としてお支払いいただく認識です。成果物の所有権が貴市に移転するのは ①各成果物の納品日が属する年度のお支払い時②契約全体のお支払いをいただいた時点 のいずれになりますでしょうか。	①となります。なお、年度内で複数回の部分払いとなる場合は、その支払い時点における検査対象物について、支払い時点で本市に所有権が移転します。
38	別紙6 職員・組織情報の管理について		職員・組織情報の管理について	「データのインポート対応」について内容が不明瞭となりますが、具体的な方針等が定まっていたらご教示ください。もし定まっていない場合は提案者の提案に沿った対応方針という理解でよろしいでしょうか。	具体的な対応については要件定義工程において定義するものと想定しています。
39	別紙6 職員・組織情報の管理について	8	情報の取得元	「各システムで保持している項目やスコープが異なるため必要に応じて複数システムから情報を取得する必要があります」と書かれていますがどのように情報を取得するか想定されている方法があればご教示ください。もし定まっていない場合は提案者の提案に沿った対応方針という理解でよろしいでしょうか。	項番38の回答のとおりです。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
40	別紙6 職員・組織情報の管理について			インポートデータには組織統廃合の情報は含まれているという理解でよろしいでしょうか。(A→A'、BはAに吸収など) また、他部署データ統合が行われている場合は情報を開示していただきたいです。 もし含まれていない場合は提案者で定めてよい、という理解でしょうか。	「インポートデータ」及び「他部署データ統合」が何を示しているかは理解しかねますが、組織統廃合の情報は本市が定め、受注者に提供します。
41	別紙4 統合プラットフォームの非機能要件について			運用設計に伴い開発が必要となりますが、記載がないものと見受けられます。 具体的な方針などがございましたらご教示願います。もしない場合は提案者の提案内容が前提となりますがよろしいでしょうか。	統合プラットフォームとして必要となる運用ルールについてはガバナンス検討工程の中で作成する「大阪市統合プラットフォーム運用保守ルール(仮称)」により定め、当該ドキュメントを前提とした開発を行っていただきます。
42	調達仕様書	7	4.4.1. 設計/開発工程の成果物	「必要に応じて、本市で実施するサービス構築提案者への説明において、受注者の同席及び説明補助を求める」とは、説明をどの程度、何時間程度の回数を想定すればよろしいでしょうか。 ①現地での同席が必須か。(オンラインは許容されるか) ②本契約における業務では何回程度を見込めばよいのか。 ③録画した内容を視聴してもらうなどは可能か。	①オンラインも可能です。 ②各サービスの開発の進捗状況により異なりますが、隔週1回(2時間)程度を見込んでいます。 ③可能と推察しますが、録画内容で不明な点があれば別途説明補助等について求める可能性があります。
43	調達仕様書	9	4.4.2 ガバナンス検討工程の成果物	上記と同じ質問です。 「必要に応じて、本市で実施するサービス構築提案者への説明において、受注者の同席及び説明補助を求める」とは、説明をどの程度、何時間程度の回数を想定すればよろしいでしょうか。 ①現地での同席が必須か。(オンラインは許容されるか) ②本契約における業務では何回程度を見込めばよいのか。 ③録画した内容を視聴してもらうなどは可能か。	項番42の回答のとおりです。
44	調達仕様書	9	4.4.2 ガバナンス検討工程の成果物	「事前提示の時期及び内容の詳細は、別途調達する「令和7年度開発サービス」の契約締結後に、本市と本業務委託の受注者間で協議することとする。」とありますが、あくまで事前提示のみであり、完成した成果物の納期についての前倒しはないものと理解してよいでしょうか。もし前倒しを要請される場合は、それに伴う費用は請求できるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	調達仕様書	20	7.4.4. コミュニケーション管理	コミュニケーション管理ツールの準備にあたり、セキュリティポリシー上の制限などはございますか。 また、何名分の利用を見込めばよろしいでしょうか。	原則として、ブラウザ(Microsoft Edge)単体で利用可能なSaaSサービス(PCへのソフトウェアインストールが不要、Microsoft Edgeへの拡張機能(アドオン等)の導入が不要なもの)をご検討ください。過去実績としては、Asanaは利用実績があります。本市は5名程度の利用を見込んでいます。 なお、Microsoft 365 (Teams, Sharepoint)を提案いただく場合は、受託者で用意したテナントにて本市利用者用のアカウントの発行をお願いします(本市職員が日常業務利用しているMicrosoft 365アカウントは本市以外のテナントに参加することができません。Teams Web会議へゲスト参加は可能です)。
46	調達仕様書		4.2. スケジュール	「サービス間の相互影響により品質が低下する場合において」との記載がございますが定量的な数字があれば提示いただけないでしょうか。 ない場合は提案の中で業者が品質指標を提示する形でよろしいでしょうか。	定量的な数字をお示しすることはできないため、提案の中でお示しいただく、又は、履行期間内において発注者・受注者間で協議・合意することを想定しています。
47	資料2 調達仕様書	13	7.1.3	「統合PF業務アプリケーションの開発・検証作業に必要なその他設備(端末PC、ネットワーク機器、開発用ソフトウェア、プリンタ・プロジェクタ等周辺機器等)について、受注者の責任の下で準備すること。」上記の必要なその他設備は納品物として大阪市様へ納める物品となるのでしょうか、それとも契約期間中において受注者側で用意したのち撤去する物品(受注者側の所有物)となる理解でしょうか。	項番36の回答のとおりです。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
48	資料2 調達仕様書	15	図表15	変更管理で各工程の成果物の内容が変更される場合は貴市と協議のうえ、対応方針を決定することを記載されているが、納品後の仕様変更等に関しては、大阪市様と協議の上、期間及び費用の調整まで行うことは可能でしょうか？	契約締結後の受注者の業務については、資料2「仕様書(別紙を除く。)」、貸与資料「調達仕様書別紙」に加えて受注者が提出した提案書に基づき実施いただきます。
49	資料5 大阪市統合プラットフォーム導入・構築業務委託提案書評価表			「セキュリティ要件を実現すること」との記載がございいますが、「セキュリティ要件」とは具体的にどの部分を指しますか。	仕様書別紙5「非機能要件一覧」の各項目に記載しています。
50	統合プラットフォームに係る検討資料一式WG検討資料			各WG検討資料はどのような位置づけとなるでしょうか。 満たすべきものなのか、満たさなくても良いものなのかわかりかねます。 例【WG検討資料3】BODXポータル構想については2ページ目に※「BODXポータル」に関する上記検討は、統合PF構想とは別の営みとして令和7年度意向に継続検討するとの記載有るため本範囲は対象外と想定との記載＝調達範囲外という推測されます。	仕様として記載しているものは「仕様書」(仕様書別紙含む)のみとなります。貸与資料については、提案書作成における参考情報として活用いただけるよう直近のWGでの検討状況を提示するものです。
51				作業を行う場所の制約等はございますか。 作業効率性や作業範囲を鑑みた際、リモートでの開発が望ましいと考えます。	適切な履行の確保が可能であれば、資料2「仕様書」及び資料3「業務委託契約書案」にお示しする事項以外に特段制約はございません。なお、本市の執務室を提供することは想定していません。
52	7.4.4. コミュニケーション管理	20	(3)円滑な会議運営に関する考慮	「会議開催については本市の負担を考慮し～対応すること ・コミュニケーションに必要となるツール(Web会議サービス)への整備」 との記載があり、打ち合わせなどについてはWeb会議を想定していますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
53	02_資料2 仕様書	P.6	図表7 スケジュール	運用保守事業者への引継ぎについて2点確認させていただきます。 ・令和9年度3Q-4Qの本番稼働前対応は、運用保守事業者への引継ぎ・稼働後フォローが含まれる認識で齟齬ございませんでしょうか。 ・共通機能の改善やガバナンスルールの改善に関して、令和9年度4Qまで統合PF受託事業者にて実施するスケジュールとなっております。これらについても運用保守事業者への引継ぎを行う認識でよろしいでしょうか。	1点目の御質問について、令和9年度3Q-4Qにおける運用保守事業者への引継ぎ・稼働後フォローの考え方については、項番16の回答を御確認ください。項番16では稼働後フォローの考え方を明記しておりませんが、引継ぎと同様の考え方となります。 2点目の御質問について、令和9年度3Qまでにリリース・改修した機能の本番検証等の残作業を意図しております。令和9年度3Qまでに改善途中のものがあれば、本市に引継ぎいただき、本市より統合PF運用保守事業者への引継ぎを行う想定です。
54	02_資料2 仕様書	P.12	7.1.1.設計/開発スコープ 認証機能	「認証機能:調達後に実装予定となっているサービスの利用範囲を確認し、そのユーザーが認証できるように設計・開発を行うこと」という記載について、サービスの利用範囲が認証対してどのように影響を及ぼすのか意図が読み解けず、具体内容および具体例をご教示いただけますでしょうか。	具体的には、今後統合プラットフォーム上に構築されるサービスにおいて水道局職員も利用することが想定されており、その場合には水道局のEntraIDとの認証も必要である、という主旨となります。 (仕様書別紙6「職員・組織情報の管理について」のP.4/P.6、仕様書別紙5「非機能要件一覧」No.33「認証・認可」などを御参照ください。) 上記背景も踏まえ、統合プラットフォーム上に今後構築されるサービスの利用も考慮し、認証機能の設計・開発を行う必要があります。
55	02_資料2 仕様書	P.12	7.1.1.設計/開発スコープ 認証機能	認証機能について調達仕様書の 「共通データ:統合PF上で構築される各種サービス、統合PFと密接連携するSaaS(汎用オンラインストレージ等)、統合PFと密接連携するバックオフィス関連システムなどを考慮した、以下を満たす最適な職員・組織情報の管理の手法を検討・設計した上で認証機能を実装すること。また、各サービス・SaaS・システム用に職員・組織情報を提供・連携するなど、各非機能要件を満たすための実施事項に関しても役割として設計・開発を行うこと」という記載からは、統合PFで管理する職員・組織情報を元に、各システムに認証機能を提供するIdPとしての機能を期待されているようにも捉えられますが、IdPとしての機能は不要の認識でよろしいでしょうか。 機能要件一覧/非機能要件一覧からは、統合PFから大阪市NWおよび水道局NWのEntra ID(IdP)を利用してSSO認証で統合PFにログインできることが要件と見受けられ、IdPは不要と捉えております。	お見込みのとおりです。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
56	02_資料2 仕様書	P.13	7.1.3. 各種システム環境	仕様書「7.1.3. 各種システム環境」の項目において、「(1)～(3)の各環境については、「8.6. 成果物の所有権の取扱い」に従い本市に納品すること」と記載されているところ、こちら弊社が貴市に対して第三者ベンダ(以下「第三者ベンダ」といいます。)が提供するアプリ開発プラットフォームを再販売する形で納品するという認識で齟齬ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	06_資料5 別紙 提案書評価表	-	-	提案書評価表の評価項目・評価観点の文中の「他事例との比較優位性」の定義について、「他の選択肢」「類似の他案件事例」「他事業者」のいずれの意図で記載されているものかご教示いただけますでしょうか。(特に小項目3.1.1等、同一項目中に「他事業者との比較優位性」「他事例との比較優位性」の記載が混在しているものがあり、記載意図を補足いただきたいと考えております。)	若干の表記ゆれがあり申し訳ございません。「他事例との比較優位性」については、「類似の他案件事例」、「他事業者」の2つの意図となります。「記述項目一覧」列に「他事例」と言及があるのは「評価観点」列において「類似の他案件事例」、「記述項目一覧」列に「他事業者との～」と言及があるのは、「評価観点」列において「他事業者」と読み替えてください。「記述項目一覧」列に特に言及がないものは「評価観点」列において2つの意図があるものとご理解ください。
58	10_様式4 事業者業務実績及び事業者資格取得状況調査書	P.1	事業者業務実績となる契約書等の写し	やむを得ず契約書等の写しが困難な場合、弊社が受託したことがわかる公示情報(中央省庁公示の入札/応札結果、政府共通調達ポータルでの応札結果等)の画像や該当情報のリンクの提出で、入札参加資格への問題はございませんでしょうか。	項番6の回答のとおりです。
59	大阪市クラウドサービス利用基準_20240513	-	-	本業務の開発、運用・保守フェーズにおいて、開発員・保守員は、弊社拠点よりインターネット回線経由で統合PFにアクセスする想定です。貴市クラウドサービス利用基準に則り、通信経路・プラットフォームの暗号化、アクセス権の適切な制御、拠点のセキュリティ対策等を適切に実施すれば、上記アクセス方式は特に問題ないものと理解して差し支えないでしょうか。また、大阪市NWから統合PFまでの通信経路においてVPNを利用する想定はありますでしょうか。	差し支えありません。また、VPNまでは求めておらず、仕様書別紙5「非機能要件一覧」のNo.33に記載の「IPアドレス制限」に記載のとおり、提案事業者のグローバルIP等をクラウドサービスのホワイトリストに登録することで、想定外のIPアドレスからの通信は遮断いただく想定です。
60	調達仕様書別紙2_機能要件一覧_v1.00	P.1	#8～11	本案件において、問合せ等のユーザーサポート機能は汎用的な利用を想定した画面等を設計・開発するような想定で相違ございませんでしょうか。その場合、具体的にどのように業務上当該サポート機能を利用する想定なのか併せてご教示ください。	お見込みのとおりです。具体的なユースケースとしては、統合PF上に構築される各サービスのエンドユーザー(職員)からの問合せや、サービス構築事業者からの問合せが想定されます。
61	調達仕様書別紙2_機能要件一覧_v1.00	P.1	#8 ユーザーサポート	ユーザーサポート機能における問合せについて、以下のいずれを想定しているのでしょうか。 ①システム管理者への問合せ ②職員間(A部署→B部署)への問合せ	①となります。
62	調達仕様書別紙5_非機能要件一覧_v1.0	P.4	#48移行対象データ	「統合PFに初期導入であることから現行システムからの移行作業は不要である。(直近では文書管理調達において移行要件を整理する想定)」と記載がありますが、厳密には職員情報及び組織情報に関しての移行のみ発生すると捉えてよろしいでしょうか。(職員様20名分のライセンスを準備することから、既存の庁内情報NW基盤のユーザー情報、総務事務システムの職員情報、組織情報に関する情報から20名分に該当する情報を職員様にて抽出いただき、統合PFのユーザーを登録する理解をしております。)	ご推察のとおり、職員情報及び組織情報のデータ登録は発生するものと考えています。また、統合プラットフォーム上で稼働する各サービスに係る職員への業務移行・操作習熟等を勘案し、令和9年度の統合プラットフォーム本稼働(令和10年1月)より数か月前のタイミングで、本稼働後ライセンス(28,000人分を想定)の調達を予定しており、当該タイミングより職員情報及び組織情報のデータ登録及び月次更新の開始を想定しています。なお、本稼働後ライセンスの調達がされていない令和7-8年度以降の工程において、性能検証や安定稼働の確認等を目的に、職員情報(28,000人分を想定)及び組織情報のデータ登録・月次更新の運用を開始することは差し支えありません。本市の現時点の検討状況については、貸与資料の「統合プラットフォームに係る検討資料一式_WG検討資料2_統合PFの各種ライセンスについて」に記載しておりますので、必要に応じて参考とさせていただきます。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
63	調達仕様書別紙6_職員・組織情報の管理について_v1.0	P.3	1. 職員・組織情報の管理要件の概要	当該資料に記載のとおり、本調達において職員情報・組織情報の登録機能の構築が必要な認識ですが、一方で”統合プラットフォームに係る検討資料一式_WG検討資料1_統合PF共通マスタの検討状況”(P.2)資料にあるとおり、水道局認証システムは改修中であることからR7年度には開発を避け、R8年度以降の開発となる理解で齟齬ございませんでしょうか。	令和7年度向け・8年度向けサービス構築を想定している点や、項番62の回答を御確認の上、適切なタイミングでの開発スケジュールの検討をお願いします。 なお、バックオフィスDXプロジェクトとしましては、バックオフィスDX関連システム(稼働済の予算編成システム、令和8年7月リリースの調達・契約システム)や、令和7年度向け・8年度向けサービス構築に対して、職員・組織情報の管理方法・データ提供方法等について、適切に情報提供を実施する必要があります。
64	調達仕様書別紙4_統合プラットフォームの非機能要件について_v1.00	P.16	3-1. 運用に関する事項:【4.問合せ回答・調査】	本稼働前対応期間におけるヘルプデスクの設置について確認させてください。ヘルプデスクの範囲はエンドユーザー様からの問い合わせであり、当該期間においてエンドユーザー様の統合PF及び令和7・8年度開発サービスの利用は発生しない認識でおります。運用保守を見据えてヘルプデスクで要する機能の構築は行うものの、指定された時間帯でのオペレーターの固定配置は不要でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	調達仕様書別紙6_職員・組織情報の管理について_v1.0	P.4等	-	仕様書に記載のある「庁内情報NW基盤」は、文脈や保有している情報から貴市オンプレミスActiveDirectoryと同一のもので理解しましたが、認識齟齬ございませんでしょうか。	庁内情報NW基盤では、別途管理しているDBテーブル上でユーザー情報、メールアドレス、組織情報(組織コード)等を保有しており、人事異動情報や組織統廃合の情報を当該テーブルに反映した上で、必要な差分についてActiveDirectory(オンプレ)へ反映及びEntra ID(共通クラウド)へ連携しています。また、ActiveDirectory(オンプレ)やEntra ID(共通クラウド)におけるセキュリティグループと、組織情報(組織コード)は異なるものが登録されている現状です。 なお、庁内情報NW基盤から取得するデータは、ActiveDirectoryやEntra IDのデータの情報ではなく、当該テーブル情報を取得する想定です。
66	調達仕様書別紙6_職員・組織情報の管理について_v1.0	P.4等	-	統合PFを利用されるユーザーのうち、EntraIDにユーザー情報が存在しないユーザーはおられますでしょうか。そういった場合にはEntra IDを利用したSSOはできずIDとパスワードを利用したログインになる認識ですが、問題ございませんでしょうか。 仮に、統合PFを利用するユーザーは必ずEntraIDにユーザー情報がある場合、Entra IDから統合PFに対してユーザープロビジョニングを行うこともありうるかと考えますが、提案の可否についてご教示ください。 6. 制約事項に「現時点ではEntra IDでは組織情報(組織コード)を保持しておらず、本調達においてはEntra IDからのプロビジョニングは不可となる」と記載があるものの、できる限り認証・認可を提供するシステム(ldP)にてユーザー情報を一元管理することが適切と考えております。	基本的に統合PFを利用するユーザーはEntraIDにも登録されており、SSOが実現できるものと想定しておりますが、万が一EntraIDに存在しない場合は、統合PFにおいてパスワードを管理する必要があると認識しています。 ユーザープロビジョニングの御提案に関しては、項番65の回答に記載した理由から、見直し範囲が大きく、令和10年1月時点においてはEntraIDを用いたプロビジョニングを想定していないため御提案はお控えください。 なお、市長部局と水道局にて異なるEntraIDがある点、念のため申し添えます。